

2024年7月26日

石川労働局長
八木健一 殿

JAM
石川県労働委員会 第2-
執行委員長 吉岡 敏

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定を求める申出を行なうことに合意し、下記のとおり申出る。

記

- 1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者24,642名
- 2 改正の決定を申出る最低賃金の件名
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金
- 3 申出の内容
上記2の最低賃金の改正決定を求める。
なお最低賃金額は最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 4 申出の理由
申出産業においては、同種の基幹的労働者について次のとおり産業別最低賃金の決定を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

◆現在適用されている法定最低賃金 = 1,000円/時

◆合意を得た適用受けるべき労働者 2024年7月時点 10,982名

◆合意率 $\frac{10,982}{24,642} = 44.57\%$

- 5 添付書類
(1)賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写。
(2)組織における合意を表す機関決定の写。
(3)申出合意および委任状。
(4)労働組合員以外の労働者の個人署名。 ※今回は提出しません。
(5)石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金事業所数と労働者数の概要および改正に合意する者の概数。
(6)公正競争ケース申請における疎明資料。



石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の決定に合意する者の数および事業所内訳

令和6年7月現在

	事業所名	産業分類	労働組合名	合意別分類	協定時間額	合意する者の数	備考
1	石川製作所	E263	石川製作所	労働協約	1,055	277	
2	大日製作所	E291	大日製作所	組合決議		128	
3	高井製作所	E264	高井製作所	組合決議		50	
5	中部機械製作所	E264	中部機械	組合決議		9	
6	津田駒工業	E263	津田駒工業	労働協約	1,060	739	
7	土肥研磨工業	E262	土肥研磨	組合決議		85	
9	福井鋳螺羽咋工場	E248	福井鋳螺羽咋支部	組合決議		31	
10	福井鋳螺加賀工場	E248	福井鋳螺	組合決議		58	
11	北都鉄工	E253	北都鉄工	組合決議		26	
12	北陸プレス工業	E245	北陸プレス工業	組合決議		31	
13	NTN宝達志水製作所	E259	NTN宝達志水製作所	組合決議		58	
14	共和電機工業	E291	共和電機工業	組合決議		182	
15	コマツ産機	E262	コマツ産機ユニオン	労働協約	1,200	353	
16	NTN能登製作所	E264	NTN能登製作所	組合決議		131	
17	板尾鉄工所	E262	板尾鉄工所	組合決議		183	
18	江沼チェン製作所	E253	江沼チェン製作所	組合決議		120	
19	村田機械加賀工場	E263	村田機械労組加賀支部	労働協約	1,264	280	198,000÷156.66H/月
20	共和工業所	E248	共和工業所	組合決議		256	
21	小松シャリング	E262	小松シャリング	組合決議		168	
22	小松高田製作所	E262	小松高田製作所	組合決議		80	
23	小松製作所栗津工場	E262	コマツユニオン北陸支部	労働協約	1,200	2,794	
24	小松製作所金沢工場	E269	コマツユニオン北陸支部	労働協約	1,200	414	
25	コマテック	E262	コマテック	組合決議		112	
26	昭和精工	E269	昭和精工	組合決議		21	
27	大同工業	E253	大同工業	労働協約	1,040	975	
28	ダイワ	E262	ダイワ	組合決議		26	
29	武田工業所	E262	武田工業所	組合決議		23	
30	テックキタ	E260	テックキタ	組合決議		6	
31	東振精機	E259	東振	労働協約	1,087	442	174,970÷161.04H/月
32	東振テクニカル	E259	東振	労働協約	1,087	65	174,970÷161.04H/月
33	東野産業	E259	東野産業	組合決議		113	
35	根上シブヤ	E266	根上シブヤ	組合決議		43	
36	富士MFG	E253	富士MFG	労働協約	1,104	34	178,800円÷162H/月
37	南鉄工所	E262	南鉄工所	組合決議		52	
39	大同テクノ	E253	大同テクノ	労働協約	1,040	190	167,200円÷160.7H/月
40	澁谷工業	E264	シブヤグループ従業員会	労働協約	1,270	2,141	
41	本多製作所	E266	本多製作所	組合決議		28	
42	オリエンタルチェン工業	E253	オリエンタルチェン工業	組合決議		130	
43	富士精工本社	E249	富士精工	組合決議		128	
				合計		10,982	
				適用労働者数		24,642	合意率分母
				合意率		44.57%	10982÷24642
				最低必要人数		7,393	適用労働者数の1/3
				協定締結従業員数		8,704	
				協定率		35.32%	8704÷24642